

新潟県条例第46号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 最低基準は、次条から第9条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（児童福祉施設と非常災害）

第4条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第5条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、性別、社会的身分、障害又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（食事の安全性に関する情報）

第6条 児童福祉施設は、食品の原材料の産地その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

（暴力団等の排除）

第7条 児童福祉施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（保育所における医務室の設置）

第8条 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、医務室を設けるよう努めなければならない。

（保育所における嘱託歯科医の設置）

第9条 保育所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部改正）

2 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下この項において「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員配置</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第32条の2前段の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園</u>にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(5) （略）</p> <p>3 園舎及び園庭</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びへ</u>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、10の項第1号において準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条第8号ロからち</u>までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>4 園舎に備えるべき設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条の2前段</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 <u>児童福祉施設基準省令及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用</u></p> <p>(1) <u>児童福祉施設基準省令第4条、第5条第1</u></p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員配置</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）第47条前段</u>の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(5) （略）</p> <p>3 園舎及び園庭</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、10の項第1号において準用する<u>同条例第46条第8号イからク</u>までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>4 園舎に備えるべき設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条前段</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用</u></p> <p>(1) <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する</u></p>

項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条の2、第9条の3、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2前段並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し及び同条第2項	(略)	(略)
第4条第1項	(略)	(略)
第5条第1項	(略)	(略)
第5条第2項及び第11条第5項	(略)	(略)
第7条の2第1項	(略)	(略)
第9条の2	(略)	(略)
第9条の3	(略)	(略)
第11条第1項	(略)	(略)
	第8条	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第

る基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第22条、第46条第8号、第47条前段並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	(略)	(略)
第5条第1項	(略)	(略)
第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第15条第6項	(略)	(略)
第9条第1項	(略)	(略)
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条並びに第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	(略)	(略)
第13条	(略)	(略)
第15条第1項	(略)	(略)
	第10条	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第

		3号において読み替えて準用する第8条
	(略)	(略)
第11条第2項及び第3項	入所している者	園児
第14条の2	(略)	(略)
第14条の3第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第14条の3第3項	(略)	(略)
第32条第8号	(略)	(略)
第32条第8号イ	(略)	(略)
第32条第8号ロ	(略)	(略)
第32条第8号ハ	(略)	(略)
第32条第8号ヘ	(略)	(略)
第32条の2	第11条第1項	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第1号において読み替えて準用する第11条第1項
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第36条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

		2号において読み替えて準用する第10条
	(略)	(略)
第20条	(略)	(略)
第21条第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第21条第3項	(略)	(略)
第46条第8号	(略)	(略)
第46条第8号ア	(略)	(略)
第46条第8号イ	(略)	(略)
第46条第8号ウ	(略)	(略)
第46条第8号カ	(略)	(略)
第47条	第15条第1項	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第1号において読み替えて準用する第15条第1項
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第51条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）第4条から第7条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、第5条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」

とあるのは「又は入園」と読み替えるものとする。

(3) 児童福祉施設基準省令第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

11 (略)

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

11 (略)

(新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号及び第7号並びに4の項第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号及び第7号並びに4の項第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる</p>

字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びヘ</u> に掲げる要件を満たす	(略)
(略)		

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令</u>	児童福祉施設基準省令
(略)		

7 (略)

字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u> に掲げる要件を満たす	(略)
(略)		

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	10の項第1項において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(略)		

7 (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5) 福祉保健部関係			(5) 福祉保健部関係		
事	務	市町村	事	務	市町村
(略)			(略)		
8	児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	(略)	8	児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	(略)

<p>定める条例（平成27年新潟県条例第46号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>定める条例（平成24年新潟県条例第76号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>
---	---

（新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

5 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数は、規則で定める。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（<u>児童福祉施設基準省令第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数は、規則で定める。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員（<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（<u>児童福祉施設基準条例第69条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 (略)</p>